

大和市告示第41号

大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月7日

大和市長 古谷田 力

大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市不妊治療（先進医療）費助成事業実施要綱（令和6年大和市告示第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「本人負担額」を「保険医療機関が発行し、及び当該申請者が既に支払った本人負担額」に、「診療報酬明細書の写し及び領収書」を「書類」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。